

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年9月15日（木曜日） 午前10時 0分 開議  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室 午前11時 8分 散会

---

## 付託事件

議案第57号，議案第58号，議案第59号，議案第60号，議案第67号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款，第6款，第7款及び第8款を除く），令和4年陳情第6号

---

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款，第6款，第7款及び第8款を除く）

### (2) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情

## 2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職，氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君

総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第57号ほか4件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、1ページをお開き願います。

市議会議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務部人事課提出の資料により説明いたします。

1の改正理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の緩和等が行われたことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容につきましては3点ございます。

1点目は、(1)非常勤職員の子の出生後57日以内の産後パパ育児休業の取得要件の緩和としまして、表に記載のとおり、現行は子の1歳6か月到達日までに、任期満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないことが取得要件であったものが、改正後は、子の出生日から57日と6か月を経過するまでに、任期を満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないことに、取得要件を緩和するものです。

2点目は、(2)非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化としまして、次の図のとおり、夫婦交代での取得などの柔軟な取得を可能とする改正を行うものです。

3点目、(3)再度の育児休業に必要となる育児休業等計画書による申出の削除につきましては、法改正により、育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで取得できるよう改正されたことに伴い、2回目の育児休業に当たり必要とされていた育児休業等計画書の申出を不要とする改正を行うものです。

3の施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものです。

2ページから5ページまでは新旧対照表、6ページは参照条文となっておりますので、御参照願います。  
説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 続きまして、議案書①の3ページをお願いいたします。

市議会議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、財政課提出の資料により御説明申し上げます。

まず、1の改正理由であります。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、建築行為を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅の認定制度が創設されたことに伴い、新たな審査を行う事務が生じたため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容につきましては2点でございます。

まず、(1)であります。手数料を徴収する事務に、既存住宅の認定に係る事務といたしまして、法第5条第6項及び第7項に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査を追加するものであります。

また、(2)であります。 (1)の改正にあわせまして、手数料の名称を長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に変更するものであります。

3の施行期日は、法改正の施行日である令和4年10月1日でございます。

その下に参考として、今回新たに追加する認定申請にかかる手数料の額を記載しております。手数料につきましては、茨城県に準じ、既に条例に規定している新築住宅以外の認定申請手数料を適用するものであります。一般的な一戸建て住宅については9,000円、共同住宅については総戸数に応じ1万8,000円から32万6,000円となるものでございます。

2ページ以降は新旧対照表及び参照条文を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

外岡選挙管理委員会事務局長。

○外岡選挙管理委員会事務局長 続きまして、議案書①の5ページをお開き願います。

市議会議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、選挙管理委員会事務局提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございます。公職選挙法施行令の改正に伴い、国会議員の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に準じて定めている本市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。選挙運動の公費負担の限度額を、次の(1)から(3)のとおり引き上げるものでございます。

まず、(1)の選挙運動用自動車、こちら一般運送契約以外の契約を締結している場合の使用に係る金額を、自動車の借入れにつきましては、1日当たり現行1万5,800円から、改正後は1万6,100円に、燃料代につきましては、現行7,560円に選挙運動の日数を乗じて得た金額を、改正後は7,700円に選挙運動の日数を乗じて得た金額にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、(2)の選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行7円51銭から、改正後は7円73銭に引き上げるものでございます。

次に、(3)の選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を表記載の区分に応じて引き上げるものでございます。

表の上段はポスター掲示場の数が500以下である場合でございますが、現行525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としていたものを、改正後は541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額とするものでございます。

また、表の下段、ポスター掲示場の数が500を超える場合でございますが、現行27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に5万7,300円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としていたものを、改正後は28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に5万8,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額とするものでございます。

なお、本市のポスター掲示場数は現在536か所ございまして、表の下段によりましてポスター1枚当たりの作成単価を算出することとなります。

3の施行期日ですが、公布日からでございます。

資料をめくっていただきまして、2ページを御覧願います。

こちらの表は、条例で定めている全ての公費負担の対象とその限度額を示したもので、表の上段は選挙運動用自動車の使用、中段はビラの作成、下段はポスターの作成を記載しております。太字の部分が今回の改正箇所でございます。

表の上段の選挙運動用自動車の使用につきましては、②のその他の契約、こちらは自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用、それぞれに個別契約を締結された場合で、アの自動車の借入れにつきましては、改正後は1日当たりの金額の上限1万6,100円に、選挙運動の日数7日に乗じた11万2,700円が限度額となります。

また、イの燃料代につきましては、改正後は7,700円に選挙運動の日数7日に乗じた5万3,900円が限度額となります。

表の中段、ビラの作成につきましては、改正後の市議会議員の選挙における限度額は7円73銭に法定枚数の4,000枚に乗じた3万920円が限度額となりまして、市長選挙における限度額は7円73銭に法定枚数の1万6,000枚に乗じた12万3,680円が限度額となります。

表の下段、ポスターの作成につきましては、1枚当たりの作成単価にポスター掲示場数の1.1倍の作成枚数を乗じた金額が限度額となります。右側の表は現在のポスター掲示場数536か所で限度額の計算をしたものでございます。改正後の1枚当たりの作成単価の限度額は1,097円でございます。また、作成枚

数を乗じたポスターに係る限度額は64万7,230円でございます。

3ページから7ページには新旧対照表、8ページから9ページには参照条文を掲載してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 それでは、議案書①の7ページをお開き願います。

市議会議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例につきまして、生活環境部衛生事業課提出の資料により説明をいたします。

まず、1の改正理由につきましては、水戸市浜見台霊園内に合葬式墓地を設置することに伴い、条例の関係規定の整備を行うものであります。

2の主な改正内容につきましては、まず、(1)墓地の種類として、これまでの従来型の墓地の名称を区画墓地とし、今回、複数の焼骨を合同で埋葬するための墳墓の名称を合葬式墓地と定めるとともに、その設置について規定するものでございます。

(2)につきましては、従来型の墓地の名称を区画墓地としたことに伴う文言の整理を行うものです。

(3)から(8)までは、新たに設置する合葬式墓地の管理等に係る規定であり、(3)は第14条として、合葬式墓地の使用許可や埋蔵の対象となる焼骨がない場合等を定めるものでございます。

(4)は第15条として、合葬式墓地を使用する見込みがない場合等の使用許可の取消しについて定めるものでございます。

(5)は第16条として、合葬式墓地の使用料を焼骨1体当たり7万円と定めるものであります。

(6)は第17条として、合葬式墓地を使用しなかった場合の届出義務を定めるものであります。

(7)は第18条として、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する際の使用者において行う措置について定めるものであります。

(8)は区画墓地に関する権利譲渡等の禁止や、使用許可証に関する規定について準用をするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものです。

また、準備行為として、合葬式墓地の供用開始前においても使用の申請、許可等ができることを定めるものでございます。

2ページ以降に新旧対照表、参照条文、合葬式墓地のイメージ図及び平面図を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第6款、第7款及び第8款を除く）について、執行部から説明願います。

初めに、議案について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 恐れ入ります。議案書①の25ページをお開き願います。

市議会議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億6,311万2,000円を追加し、総額を1,284億8,501万2,000円とするとともに、第2条で継続費の変更、第3条で地方債の変更を行うものであります。

ページを返していただきまして、26ページ、27ページの第1表歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等を示してございます。

一般会計補正予算（第4号）の議案部分の説明は以上であります。

○高倉委員長 次に、第1表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、6目交通政策費について説明願います。

川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 歳出の詳細についてご説明いたします。

議案書②、6ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通政策費につきましては、2,070万円を補正するものでございます。

内容につきましては、交通政策経費といたしまして、まず、12節委託料は商店街や観光施設の回遊性の向上を図るため、シェアサイクル導入のための経費1,050万円でございます。

14節工事請負費は、市道赤塚342号線において、自動車通行空間整備を行う経費1,020万円でございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、19目市民会館費について、須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、19目市民会館費につきましては、新市民会館整備事業費を2億6,902万円減額するものでございます。

内容につきましては、国の補助制度の改正によりまして、泉町1丁目北地区市街地再開発事業の補助金・負担金が増加したことに伴い、本市が再開発組合から取得する保留床の金額が減少したものでございます。

以上です。

○高倉委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 議案書②の補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。

まず、16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において、自転車通行空間整備事業の増額に伴う財源として561万円を増額するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億円増額するものであります。

また、4目土木費国庫補助金においては、市営住宅改修事業の増額に伴う財源として2,250万円の増額を行うものであり、これらをあわせた項の合計としましては3億2,811万円の増額としております。

次に、17款県支出金、2項県補助金につきましては、2目民生費補助金において子育て世帯生活支援特

別給付金の財源として3億5,000万円を措置するものであります。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、補正に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を14億9,550万2,000円措置したものであります。

次に、23款1項市債につきましては、1目総務債において、自転車通行空間整備事業債を410万円増額する一方で、ページを返していただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。市民会館整備事業債について、継続費の減額に伴いまして2億4,210万円を減額補正するものであります。

また、5目土木債においては、市営住宅改修事業債を2,750万円増額補正するものであり、これらをあわせた項の合計としましては2億1,050万円の減額であります。

歳入の説明につきましては以上になります。

○高倉委員長 次に、第2表継続費補正について説明願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 議案書①、28ページ、第2表継続費補正につきましては、議案書②で御説明させていただきます。補正予算に関する説明書の12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、新市民会館整備事業につきましては、国の補助制度の改正によりまして、泉町1丁目北地区市街地再開発事業の補助金・負担金が増加したことに伴いまして、本市が再開発組合から取得する保留床の金額が減少したものでございまして、3か年の継続費における令和4年度の支出予定額を2億6,902万円減額いたしまして、82億5,098万円とするものでございます。

補正後の全体額は182億5,098万円でございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第3表地方債補正について説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 第3表地方債補正について御説明いたします。

恐れ入りますが、地方債補正につきましては、議案書①を御覧いただきまして、28ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正について御説明をいたします。

市債の増額補正に伴いまして、限度額を補正するものであり、交通政策事業については2,720万円から3,130万円に、市営住宅整備事業については1億8,140万円から2億890万円にそれぞれ増額するものであります。なお、関連する調書を補正予算に関する説明書の14、15ページに記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

市議会議案第67号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行ってまいります。

初めに、議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。



○田中委員 質問させていただきます。

育児休業の取得回数の緩和ということですので、もちろん賛成といたしますか、いいことだと思って受け止めていますが、聞きたいのは2つありまして、1つは、この主な改正内容というところの1と2に関わりませんが、産後パパ育休ということで、改正案には、子の誕生日から57日以内とあるんですけれども、出産された女性はもちろん、このときは産休中だと思うんです。この対象は、基本的に非常勤職員ということですので、そんなに、つまり水戸市の非常勤職員、会計年度任用職員とかの方は圧倒的に女性が多いだろうと思われませんが、このようなケースというのは実際問題としてあるのかなというのが質問です。

また、男性、女性問わず、会計年度任用職員の育休取得状況というのは、そもそも今、どういうふうになっているのか、そこをまず聞きたいと思います。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

非常勤職員で、今回の改正内容に該当するようなケースがあるかということで、まず、産後パパ育休の関係で申しますと、男性の非常勤職員の育児休業の取得事例はございませんので、今まで改正はしたものの、これまでの事例としては、該当するような男性の育児休業、非常勤職員の男性の育児休業の取得はございません。

また、会計年度任用職員の、非常勤職員の育児休業の取得状況についてですけれども、令和3年度ですと14人の非常勤職員が育児休業を取得している状況となっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

そういうケースがあった場合に適用されるという意味の改善ということでは、積極的なものとは思いますが、ついでにお聞きしたいんですが、正職員の男性の条件はちょっと非常勤とは違うと思いますが、取得は進んでいるのでしょうか。取得状況というのはわかりますか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

男性職員の育児休業の取得状況につきましては、令和3年度、男性職員8人が育児休業を取得しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 制度ができてはなかなか進まないのかなということは感じます。育休を取れば収入も減るので、むしろお子さんが生まれて出費もかさむときに、そう長く休んでいられないという事情も恐らくあるだろうと思うんですけれども、いろんな条件改善をしていくのはやっぱり大事だとは思っていますので。

もう一つ聞きたいのは、(3)です。2回目には、これまでは計画書が必要だったと、これがなくなることなんですけれども、どういう場合に2回目取得ということが起きるのかということで、想定されることとか、これまでに計画書を出されて2回目取得したような例があればお示しいただければと思います。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

計画書を提出して2回目の育児休業を取得した事例はあるかという御質問なんですけれども、令和2年度からなんですけれども、令和2年度からの状況でいいますと、計画書を出して2回目を取得した例はございません。

○高倉委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第57号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 既存住宅も長期優良住宅に認定されると、一戸建ての場合、手数料9,000円というのがあるんですけども、認定をするメリットというのは、例えば、税制上、これを受けるとその後の固定資産税とか、いろんな優遇があるのかなのかということをお聞きしたいんですけども、そういうのがなければあんまりこれも必要ないのかなというふうに率直に思うんですが、どうなんでしょうか。お聞かせください。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

既存住宅の認定取得のメリットということでございますけれども、その住宅を所有し続ける限りにおいては、新築の場合には様々なメリットがあるんですが、既存住宅の認定については特段メリットがないというふうになっております。ただ、持ち続ける場合においてははないんですけども、認定を取った住宅を売却したとき、買った人については住宅ローン減税の制度が優遇されるという特例措置がございまして、国のほうでも、むしろ法改正の趣旨を有用な既存住宅の売却、そういう流通が促進すること、こういうふうになっているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 前もあったのかもしれませんが、長期優良住宅というのはどういう条件ならば認められるのか、認定されるのか。どんな家でもいいというわけにはいかないんでしょうけれども、その辺をちょっと教えてください。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

長期優良住宅の認定につきましては、幾つか要件がございまして、まず1番は、国の基準というのが定められておりまして、それについて満たしていることということでございます。

具体的には、住宅の劣化対策ですとか、バリアフリー、耐震性、省エネルギー性、維持管理更新の容易性など、いろんな項目があるんですけども、それぞれについて基準を満たしているというのが一つ重要な要件となってございます。

さらには、維持保全計画というものに点検の時期、内容を定めていることや、維持保全の期間を30年以上としていること、さらに住戸面積については、戸建て住宅は75平方メートル以上であること等の要件が

ございまして、これらの要件を全て満たしたものが認定を取得できるということになってございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第58号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 国の改正に準じて改正ということだと理解しましたが、ひとつ聞きたいのは、ポスターの箇所数は536ということで御説明がありました。前のときは選挙人名簿登録者数によるんだというような御説明があったように思うんですけども、その関係で確定したということでもいいのかということと、掲示場の場所というのはどういうふうにするのかなということとあります。投票区がいろいろ、たくさんあると思うのですが、投票区によって面積とか有権者の数とか違うと思うんですけども、例えば水戸駅北口から大工町というような、繁華街ではそんなに見受けられないというふうにも思います。要するに設置場所、人が集まる大型店ができたとか、大きな道路ができて人の流れが変わったりと、いろんな状況変化があると思うんですが、そういう意味ではなるべく目立つ場所に設置されるべきというふうにも思いますけれども、その辺の努力とか、何か条件とかがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。

○外岡選挙管理委員会事務局長 田中委員のポスター掲示場に関する御質問にお答えします。

まず、ポスター掲示場の設置の根拠につきましては、公職選挙法の第144条の2第9項及び公職選挙法施行令第111条に定められております。設置数は1投票区につき5か所以上、10か所以内となっております。投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積によりポスター掲示場の設置数が決まっております。

本市では、市内を75の投票区に分けておまして、9月1日現在の投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積により算定した全体のポスター掲示場数は536か所でございます。

次に、ポスター掲示場の設置場所の基準についてですが、各投票区に設置するポスター掲示場の配置につきましても、当該選挙区における人口密度や地勢、交通などの事情を考慮して、合理的に行うよう公職選挙法施行令に定められております。

本市では、選挙人の見やすい場所を選び、投票区の中で偏りがないように留意するとともに、土地や工作物の所有者または管理者の承諾を受けて、ポスター掲示場を設置しております。また、必ず1か所は投票所付近に設置するようにしているところでございます。

以上です。

○高倉委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第59号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 合葬式墓地について、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、14条にお骨の範囲というんですか、14条2項になると思いますが、(1)は、その死後において自己の焼骨を埋蔵しようとする者ということですので、生前の申込みが可能と、もちろん亡くなってからでは申し込めないで、というふうに理解しますが、そういうことでいいのかということ、その場合、この18条に必要な措置を取っておきなさいというふうにあるんですが、その必要な措置というのはどういう意味なのかというのが1つです。

それから、もう一つ、(2)には、配偶者、6親等以内の血族云々というふうにあるんですけども、焼骨を現に所有する者ということですから、遺族とか、親族とかということになると思うんですが、その範囲が6親等というのほどまでなのか。詳細、私も分かりませんが、こういうふうに決めた理由というのはどういうわけなのか。お聞かせください。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の使用許可の焼骨の範囲についてでございますが、当然、申請は本人の分に関しては生前申請を可能とするものでございます。そして、そのあとの18条の埋蔵するための措置として、仮に御本人が生前申請をされた際に、亡くなった場合、亡くなった後にその納骨を墓地に持ってくるのが一体、誰なのか、もし身寄りがないといった場合ですと、使用許可を受けなければ、その埋蔵ができないこととなりますので、生前許可を受けたタイミングにおいて、自分の焼骨を埋蔵する人間をちゃんと決めておいてくださいということと、あと、必要な措置として考えられるのは、こちらの合葬式墓地に埋蔵する際には、納骨の箱に入れるわけなんです、それを原則としては遺族にお願いしたいということになっております。

あと、2点目、親族の範囲でございますが、これは民法の725条の親族の範囲と同じ範囲となっております。6親等についていいますと、ちょっとなかなか難しいんですが、自分を1親等とすると、ひいおじいさんのそのまたひいおじいさんまでが6親等というふうに考えていただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

焼骨を現に所有する者というのは、今、まだお墓に納めていない人もいるでしょうけれども、お墓を家で持っていたとしても、例えばその墓をしまうという場合もあり得るのかなと思うんですが、つまり墓を持っている方も申請は可能だということでもいいんですか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

所有というのは、手元にあるというだけではなくて、当然、自分で所有しているお墓の中に入っているお骨もそう解釈するということですので、今、田中委員さんがおっしゃったとおりです。

○高倉委員長 いいですか。ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 主な改正内容の中の5番目、1体につき7万円というのは、これは一度だけか。毎年毎年7万円払うのか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは一番最初の使用許可時に7万円を頂くのみで、その後の支払いは発生しません。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、使用料というのは幾らか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 こちらの資料の5番目になりますが、焼骨1体につき7万円、こちらが使用料となっています。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、それは永久なのか。ああ、そう。

そうすると、1回納めれば、後は取らないと、そういうこと。

それで、資料の7番目には合葬式墓地に埋蔵するために必要な措置について定めるとあるが、この権利というのは誰が持つのか。それは申請者が持つのか。それとも、例えば申請者が死んだ場合、その権利はなくなるのかどうか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、合葬式墓地に入れる際に、生前に自分の申請をし、自分が亡くなります。その亡くなった際に、当然、自分では訪れることはできませんから、入れてもらう人をちゃんと決めておいてほしいということですか、あとは実際にお骨をお持ちの方であれば、こちらで用意する納骨袋と箱のほうにそれを納めてもらうこととなりますので、権利というよりは、相手方に対して必要な措置として義務づけでお願いすることになります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば、無縁墓地という形は納骨して埋葬して、その後、それを管理する人がなくなったのを無縁墓地と、そういう場合は、当然、1回7万円取って、あとは3年後とか。これ、どうするの。無縁墓地になるか、ならないかということはどうするのかというのが第1点。第2点は、その無縁墓地と同じように、この納骨した人の親族がこれを管理できないという場合には、この合葬式墓地に納骨した骨は、遺骨はどう処置するのか。永久に、このまま置いておくのか。その点、その処置の仕方。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えします。

納骨をした後に、親族がいなくなってしまった場合でございますが、当然、合葬式墓地に関しては、市のほうで継続的に管理をするものです。それに伴いまして、遺骨に関しても、こちらで当初お預かりしたとおりに、継続的に管理をするといった性質のものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○**福島委員** そうすると、今後何百年もそれらを市が管理するという形を取るんですか。ああ、そう。

通常、お寺さんの場合には、亡くなった後10年ぐらいお金を取られますが、10年ぐらいすると、これは一括として、無縁仏として1か所に集めるんだよね。そうすると、合葬式墓地というのは、最終的に納骨されるのは全体でどのぐらいまでの範囲なのか。何万個、何十万個というものにならないだろうよ。当初の考えは何体、埋葬できるようになるのか。書いてあったら教えて、第何条か。

○**高倉委員長** 黒澤参事兼衛生事業課長。

○**黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

合葬式墓地のほうに埋葬する予定数については2,500体を予定しています。

○**福島委員** それ、どこに書いてあるの。

○**黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長** 資料のほうには書いてございません。申し訳ございません。

○**高倉委員長** 福島委員。

○**福島委員** 2,500体だったら、想定すると何年ぐらいもつのか。これ、すぐいっぱいになるのか、なっちゃったらどうするのか。やっぱり将来の予測、そういうのは現在、水戸市が合葬式墓地をやるということは、全国でもその前例がたくさんあるわけです。だから、我々が心配するのは、水戸市の市民を差別してはいけない。極端なことを言うと、親戚の誰々は預かったのに、今後いっぱいになったら預かりませんよということはある得ないわけです。

ですから、基本的にこれをやるのには、例えば、今回は2,500体ですよと、これが満杯になれば、今後は5,000つくりですよ、1万つくりですよ。要するに、2,500体を埋蔵するスペースというのはどのぐらいなんですか。

○**高倉委員長** 黒澤参事兼衛生事業課長。

○**黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長** ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

墓地基本計画において想定しているのが、当初、20年間で2,000体という予定でした。ちょっと積み方のほうを若干工夫いたしまして2,500という形で、今回予定しています。

○**高倉委員長** 福島委員。

○**福島委員** じゃ、安心して、20年間は大丈夫だということによろしいと。私は、今、納骨堂を造れということを言っているんですが、お墓をつくと何百万円もかかる。しかし、お墓をつくる人はたくさんいるけれども、それを今後、管理する人が、後継者がいなくなるんです。だから、今、お墓に対して、いつもお盆だ、お彼岸だといっても、それでも若い人は行かないし、またお墓によってはそこにお花をあげて、それがあとに散って、腐ってというようなこともあるもので、今後はその合葬式墓地に納骨する人が増えるんじゃないかと思うんです。確かに、合葬式墓地を造ることはよいことだと。

ですから、今後、これがどんどん増えていくということだから、需要と供給のバランスで、それに対応できるように、最初ですから、その条例、規則というものは、例えば、万一いっぱいになったときには追加をしますよと、それは想定することができるんです。ですから、そういう場合も十分に先を考えて、配慮してほしいと。

だから、これは、水戸市は先進都市として、大変すばらしくなることだと思うので、こういう合葬式墓地

を造ることに対して、我々は賛意を表するとともに、今後、これらを拡大できるようなスペースをとると、将来例えば2回、3回、4回でもできるよというような感覚で、やっぱりこれは、最初が大切なんです。土地のスペースがないと後で追加というのはできなくなっちゃうし、また別のところへ造ろうとしてもなかなかできない。ですから、将来を見通した合葬式墓地を十分に考慮して、配慮をしていただきたいと思います。

○高倉委員長 よろしいですかね、今の件の答弁は。

○福島委員 いいよ、いいよ。

○高倉委員長 じゃ、大津委員。

○大津委員 今、福島委員の質問の部分を私も聞こうと思っていたところで、特に、東京だとか都市部のほうはそういう部分がお墓とかのスペースがない状況だろうから、そういった合葬式墓地であったり、今、福島委員が言われたような納骨堂だとか、そういった部分に変わってきて、社会のニーズというか、核家族化が進んだり、1人の家庭だったりとか、そういったような部分で、水戸においてもこういった合葬式墓地を利用する方々が増える状況になるのではないのかなというのが予想されます。

そういった中で、2,500体、ひいては20年間の計画だという中で、しっかりと計画を持ちながら、そういうふうに進んでいる状況だと思うんですけども、間違いなく、これは進行していて、それで20年といわず、もっともっと早まるんじゃないのかなという想像が皆さん思いつきますよね。そういったときに、2,500体が埋まった後の状況もしっかりと計画を持って、やはりそこには敷地が必要であるわけですし、その部分に関しましては、やはり私も福島委員と同様に、そういった時期が早まる状況も考えられると思っていますので、そういった部分にしっかりと対応していただきたいなと思いつつながら、これは意見のときに言えばよかったかなと。

○高倉委員長 一応、考え方だけ聞いてもらって。

○大津委員 考え方、そういった考え方をまずお聞きします。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、一番初めというところでございます。あくまで予測ですので、2,500でいっぱいになる年数が早まるということも、当然それは想定しなければいけないと思っています。

あとは、やはりこれまでのお墓の形態というのは、どうしてもこれから合葬式墓地ですとか、そういった形のものにいろいろな種類が変わっていくという状況もありますので、今後はそういった、今回の合葬式墓地の供用開始後の利用状況ですとか、それ以外の社会の状況等をきちっとしっかり注視しながら、計画をしっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 追加で聞きたいんですけども、この合葬式墓地に納骨できる人は水戸市に住所があった人なのか、その考え方。親戚が昔いたけれども、兄弟が東京に行っちゃったと、東京で死んだけれどもお墓がないから水戸へ入れてくれという話も当然、出てくると思うんです。まして、7万円で納骨できて、一生墓守をしてもらえるといえ、私は物すごく増えると思う。だから、後で委員長、これ委員会として、もっと充

実した立派なの造れという意見を。基本的には合葬式墓地に納骨できる人の限定というのはあるんですか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

恐れ入ります。新旧対照表の4ページを御覧いただきます。

こちらの第14条の第3項の規定において、市長は、使用許可に当たっては、本市に住所を有する者を優先するものと規定をしております。原則として、水戸市民を対象にしたいというふうを考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その納骨、死んだ人そのものが水戸市民ならよいのか、それともその身内が水戸市民であればいいのか。ここの範囲はどうなりますか。例えば、自分の息子が東京にいて亡くなったと、だから住所は東京だが、親の住まいは水戸市であると、だからここの合葬式墓地に入れたいと、そういう場合はイエスかノーか。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市民という限定につきましては、あくまで使用申請をする方についての規定でございます。ですから、今、福島委員がおっしゃられましたように、お骨はもう水戸の人間じゃないにしても、市民が申請をしてくるのであれば、いずれも対象にするということになります。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第60号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第6款、第7款及び第8款を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 まちなかシェアサイクル事業、議案書②でいうと7ページで、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策の資料を見ますと、交通政策課の資料で導入台数30台、サイクルポート5か所とあるんですが、具体的に水戸駅北口地区とか弘道館とかあると書かれていますけれども、ここの具体的な場所はここだよとか、電動アシストなどで充電が必要なのかとか、機種とか、あるいは利用者は料金が無料なのかとか、そういうもうちょっと詳しい内容というのは固まっているのか。来年4月から実施というふうになっていますが、今後の進め方も含めてお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 シェアサイクルの台数30台、シェアサイクルポート5か所とございますが、そちらについては、今後、プロポーザルを行っていく中での基礎的な条件としてそろえたものでございます。あと、自転車は電動とする仕様としてまいります。例えば、料金を細かくどうしていくか、そういったところについては、プロポーザルの中での提案を踏まえて、詳細を決定していくということとしております。

○高倉委員長 ほかにございますか。



大津委員。

○大津委員 まちなか回遊性のさらなる向上を図るためということで、私もいいことだなと思っております。

電動アシスト型シェアサイクルという部分の電動アシスト付き自転車はどんなものになるのか。やっぱり魅力の一つにもつながるように、例えば、広告媒体で、非常に目立つような自転車が、私はいいと思うんです。だからこれから、そういう部分で整備をしていくんでしょうけれども、そういった部分にも気を遣いながら、まちなかににぎわいというか、すごく派手にしろとっているわけではなくて、そういった魅力が感じられるような部分につながればなと思っていますんですけれども、どういうふうを考えておられますか。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの大津委員の御質問にお答えいたします。

自転車等の仕様についても、先ほど申し上げましたとおり、プロポーザルの中で詰めてまいります。今の我々の交通政策課の考えといたしましては、おっしゃるように、やはり水戸にふさわしいようなデザインだったり、色だったり、それから自転車にも、例えば広告のようなものを掲載して、運営費を少しでも抑えていく、そういったことを進めてもらってと考えているところでございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 分かりました。

あと、よく今、自転車をまちなかで使われている方が増えてきたりだとか、自転車もいろいろ、競技用の自転車に乗っていたりだとか、自転車にもいろんな種類が出てきたと思うんですけれども、テレビで見たりして、よくあるのが事故です。歩行者を巻き込んだり、死亡事故だとか、そういった部分の中で、その30台、5か所に振り分けられて置かれると思うんですけれども、維持管理だとか、メンテナンスという部分をしないとやはり事故につながったりだとか、そういった死亡事故なんかあったら大変な話ですから、そういう保険の部分だとか、そういった細かな内容等もしっかりと入れなければならないと思っています。もちろん、回遊性が上がっていいことなんですけれども、そういった整備に向けた考え方、ソフトの部分をどういうふう考えているか、ちょっとお聞きします。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの大津委員の御質問にお答えいたします。

まずは保険です。こちらにつきましては、利用する際に、同時に保険に加入できるような、そういった仕組みのある業者も多数ございまして、選定の際にそういったところが担保されるかもきちんと加味して、業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

それと、2点目ですが、まちなかの回遊に向けて、そのほかにもシェアサイクルを使って、お勧めのルートみたいなものを周知しながら、より安全な道を通っていただくと、そういった御提案をあわせて行ってきたいと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 電動自転車というのは何キロぐらい走れるの。何時間ぐらい。よく私の知り合いが乗っていて俺んち来いって言ったら遠くは行けないんだとか、電池がなくなってきたとか、実際、どうなんだろう。あれは、電動の自転車でバッテリーが切れちゃうととても重くて走れないと、こういう現実な問題があるけれ

ども、これは大体どのぐらい走れるんですか。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

こちら、自転車のメーカーによって、その電池の容量が大きく変わってまいります、おおむね私個人の話になりますが、私が乗っている今の自転車ですと大体30キロぐらいは……

○福島委員 30キロも走れるの。

○川上交通政策課長 走れるものが多くございます。設定に際しましては、走行できる距離についても当然、条件づけをして、選定してまいりたいと考えています。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 いや、30キロも走れるなら、本当に何も言うことない。ただ古くなると動かなくなるとかいう話もあるんだけど、電動が大変いいことだらけだと。走って、印象が残るように、何だ水戸は大したあれじゃないと、そういうふうにならないよう万全を期していただきたい。いいです。

○高倉委員長 ほかにございますか。

大津委員。

○大津委員 ごめんなさい。先ほどの答弁の中で、推奨ルートというか、そういった部分を案内をしながらというコメントがあったと思うんですけども、いいことだと思うんですけども、まちなかの中で、やはりバリアフリー化の部分で、様々、まだまだなどところもあると思うんです。自転車を使ってもらっていることなだけども、段差の部分だとか、そういった部分、いい事業をやることによって、これ委員会が別になるかもしれませんが、車椅子もそうだし、自転車もそうだし、そういった人に優しいまちづくりということが基本ですから、シェアサイクル事業をやるのに当たって、建設企業委員会のところだとか、そういった部分も連動しながら、交通弱者に対しても配慮がなされるような動き、展開をしていただけるように。いいことだと思っておりますので、連動していただければありがたいと思っております。それについての考え方をお聞きます。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの大津委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、歩道の段差等のお話でしたが、こちら、水戸市バリアフリー基本構想というのがございまして、そちらの中で水戸駅から大工町までの区間を重点区域として、今、段差の解消等に逐次取り組んでいるところでございます。あわせまして、自転車はなるべく車道を走っていただくというところでございまして、道路に矢羽根を引いて、安全に道路左側を走行していただくというところの指導を進めているところでございます。

先ほど申し上げたお勧めルートにつきましては、そういった矢羽根が引いてあるとか、環境がなるべく整っているところ、こういったところを安全に走行していただけるようなルート設定をしてまいりたいと考えているところでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 8分 散会